4　［略］

［一　略］

二　屋上広場に面する窓及び出入口に防火戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

［三　略］

5　［略］

一　［略］

イ　［略］

ロ　開口部に防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

［八～ヘ　略］

［二・三　略］

［6　略］

7　［略］

［一　略］

二　屋上広場に面する窓及び出入口に、防火戸が設けられていること。

［三　略］

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　［略］

［一～三　略］

四　前三号に掲げるもののほか、令別表第一(ト)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

［イ～ハ　略］

ニ　ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

［(イ)・(ロ)　略］

［ホ　略］

4　［同上］

［一　同上］

二　屋上広場に面する窓及び出入口に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入り戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

［三　同上］

5　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　開口部に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入ガラス入りの戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

［八～ヘ　同上］

［二・三　同上］

［6　同上］

7　［同上］

［一　同上］

二　屋上広場に面する窓及び出入口に、特定防火設備である防火戸又は鉄製網入ガラス入りの戸が設けられていること。

［三　同上］

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　前三号に掲げるもののほか、令別表第一(ト)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。）

［イ～ハ　同上］

ニ　ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

［(イ)・(ロ)　同上］

［ホ　同上］